

清 掃 仕 様 書

1 業務の適用

本仕様書は、南区維持管理課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、適用するものとする。

- (1) 雨水枳内の清掃
- (2) 枳取付管内の清掃
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃
- (4) 樋門・吐口の点検管理
- (5) 調整池・沈砂池の点検管理

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 指示を受けたときは、直ちに業務を実施するものとする。

4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 土砂搬出に当たっては、土砂、ゴミ等が道路上に流出、落下又は飛散しないよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 土砂等取り出したゴミは、処理施設へ搬入しなければならない。

5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

6 その他

- (1) 高圧洗浄機及び高圧洗浄車の洗浄水については、再生水（下水処理場の処理水）または、公有水面からの取水等の利用促進に努めなければならない。
- (2) 公有水面から取水する場合は、各関係機関へ必要な届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 再生水の取水場所については、次表に掲げる取水場所とする。
- (4) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

再生水取水場所

名 称	所 在 地	申請書提出先	備 考
千田水資源再生センター	中区 南千田西町 1 1 - 3	千田水資源再生センター TEL 2 4 1 - 8 2 5 6	※事前に各申請書提出先と協議を行わなければならない。
江波水資源再生センター	中区 江波西一丁目 1 5 - 5 4	江波水資源再生センター TEL 2 3 2 - 6 8 2 0	
西部水資源再生センター	西区 扇一丁目 1 - 1	西部水資源再生センター TEL 2 7 7 - 8 4 8 1	
東部浄化センター	南区 向洋沖町 1 - 1	広島県下水道公社（業務部） TEL 2 8 6 - 8 2 0 0	

実 施 要 領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は添付図書に示す委託対象地域の施設の機能回復を図るために必要な管理を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 雨水枳内の清掃
土砂等を取り出し、直ちに搬出し、[土砂は天日乾燥させる](#)ものとする。
- (2) 枳取付管内の清掃
枳取付管内の清掃は、人力で行うものとする。ただし、人力による清掃が不可能な場合は、洗浄機により清掃するものとする。
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃
ア. スクリーンを点検し、周囲に散在するゴミ等を収集し、直ちに搬出するものとする。
イ. 点検・清掃は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (4) 樋門・吐口の点検管理
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (5) 調整池・沈砂池の点検管理
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 土砂等の処理方法及び処分場所

4 本業務で発生する指定副産物等は、下記のとおり処分すること。

指定副産物等	最終処分場所	備 考
浚渫土 (可燃ゴミ)	有機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている管理型処分場	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし(株)環境開発公社(佐伯区五日市町大字石内笹ヶ原10460号18番地)で選別の二次中間処理を行ったあと、(株)トクヤマへ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。
がれき類 (不燃ゴミ)	産業廃棄物処分業(中間処理、最終処分)の許可を受けている最終処分場(安定型、管理型)	本業務から発生するがれき類は、積算上「(株)クリーンエナジー(南区月見町2244-13)」へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。
がれき類 (粗大ゴミ)	産業廃棄物処分業(中間処理、最終処分)の許可を受けている最終処分場(安定型、管理型)	本業務から発生するがれき類は、積算上「(株)クリーンエナジー(南区月見町2244-13)」へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

5 委託業務実施報告書の作成

- (1) 監督員の指示により、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出しなければならない。
- (2) 業務施工状況写真を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
雨水枳清掃の写真撮影は全箇所とし、清掃前の雨水枳の全景及び枳内、清掃後の枳内の3枚1組を原則とする。
- (3) 最終処分時点のマニフェスト（排出事業者送付用）を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 業務集計報告書、業務完了報告書兼検査書を作成し、検査を受けなければならない。
- (5) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (6) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (7) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

排水路スクリーン点検・清掃箇所

番号	設 置 場 所		
1	出島二丁目	22	出島西公園 (南)
2	出島二丁目	21-14	環境事業公社 (南)
3	元宇品町	15-3	住吉神社 (北)
4	丹那新町	16-1	江田宅 (前)
5	丹那新町	16	丹那新町公園 (東)
6	丹那新町	17-7	丹那新町集会所 (前)
7	丹那新町	15-16	井上宅 (前)
8	南大河町	2	ハイツ河本駐車場 (前)
9	南大河町	2-30	大胡宅 (前)
10	北大河町	22-1	今村宅 (前)
11	黄金山町	7-22	(東)
12	黄金山町	2-11	山本宅 (西)
13	本浦町	16-19	福原宅 (前)
14	楠那町	7-25	吉永宅 (南)
15	日宇那町	12-11	安達宅 (西)
16	日宇那町	13-6	光明寺 (西)
17	仁保三丁目	16-23	泉宅 (前)
18	仁保三丁目	11-13	木村宅 (前)
19	向洋大原町	16-19	徳佐田宅 (前)
20	向洋大原町	14	マロックス(株)社員駐車場 (前)
21	向洋大原町	14-19	院去宅 (前)
22	向洋大原町	2-29	川崎宅 (南)
23	向洋本町	3-6	(株)オカダリファイナー (南)
24	堀越二丁目	15-1	世木田宅 (南)
25	堀越二丁目	3-1	本村宅 (北東)
26	大州四丁目	3-46	下河内宅 (北)
27	大州四丁目	3-46	下河内宅 (北)
28	大州四丁目	3-46	下河内宅 (北)
29	元宇品町	9-15	宮脇宅 (西)
30	向洋大原町	16	月極駐車場 (前)

調整池点検管理箇所

番号	所 在 地
1	丹那町 68 番
2	南大河町 31 番
3	堀越二丁目 9 番

樋門・吐口点検管理箇所

番号	設置場所	構 造	種 別	
1	元宇品町 1-10	鋼製自在扉	0.62×0.62	旭硝子西日本建材 西側
2	元宇品町 1-16	鋼製自在扉	0.62×0.62	宇品シーサイドマンション 西側
3	元宇品町 26-2	鋼製自在扉	0.62×0.62	住田宅 西側
4	元宇品町 26-13	鋼製自在扉	0.42×0.42	幸山ビル 西側
5	元宇品町 26-20	鋼製自在扉	0.42×0.42	広島シーサイド病院 西側
6	元宇品町 2-11	鋼製自在扉	0.82×0.82	芸備倉庫 北側
7	元宇品町 3-33	鋼製自在扉	0.93×0.93	元宇品中継ポンプ場 西側
8	元宇品町 3-9	鋼製自在扉	0.81×0.81	大西運輸(株) 南側
9	元宇品町 3-9	アルミニューム自在扉	1.03×1.03	大西運輸(株) 南側（東向き）
10	楠那町 2-15	アルミニューム自在扉	φ400	県営 NO. 1 北側
11	日宇那町 1-16	鋼製自在扉	φ450	山本宅 北側
12	日宇那町 2-18	鋼製自在扉	φ450	竹谷宅 北側
13	向洋大原町 16-19	鋼製自在扉	0.94×0.94	徳佐田宅 西側
14	堀越二丁目 15-9	鋼製自在扉	0.53×0.83	(有)奥本鉄工所 東側
15	堀越二丁目 15-20	鋼製自在扉	0.53×0.53	畑宮宅 東側
16	堀越三丁目 1-10	鋼製自在扉	0.83×0.83	延命門前橋 北側
17	大須賀町 20	木製自在扉	1.20×1.25	常盤橋東詰 南側
18	比治山町 3-14	鋼製自在扉	1.13×1.13	ダイヤモンドレスリバーサイド比治山 西側
19	比治山本町 20	鋼製自在扉	1.13×1.13	千切大師堂 西側
20	比治山本町 4	鋼製自在扉	1.13×1.13	佛立寺入口 西側
21	向洋大原町 16-17	鋼製自在扉	1.03×1.03	東宅 西側
22	向洋大原町 14-19	鋼製自在扉	1.02×1.02	院去宅 西側

業務施行条件

明示事項
【安全対策関係】 本業務の実施にあたっては、交通誘導警備員や保安施設等を適切に配置し、通行車両及び歩行者等の安全を確保するための必要な対策を講じるものとする。

実施要領

- 1 業務名 南区内雨水枿清掃その他業務（単価契約）
- 2 業務場所 南区内一円
- 3 契約工期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 入札方法及び単価の決定

別添設計書及び仕様書によって、業務の施行が一番標準的な工種である雨水枿清掃工1か所当たりの設計単価について、入札後資格確認型一般競争入札を執行し、落札者及び消費税等相当額抜き単価を決定する。

このほかの工種の消費税等相当額抜き単価の決定は、入札後、落札比率（小数第6位以下切捨て）を各区分の設計単価に乗じて算出する。

算出した各区分の消費税等相当額抜き単価（円単位止め）に10%を乗じて消費税等相当額（銭単位）を算出し、消費税等相当額抜き単価に加算したものを契約単価とする。

なお、区分は別紙契約書（案）の別表のとおりとする。

5 契約の締結

落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。

6 契約保証金

予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。

ただし、広島市契約規則第31条第1号に該当する場合は、免除する。

7 設計書の数量について

設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証する。

ものではない。

業 務 名 : 南区内雨水枿清掃その他業務 (単価契約)

業 務 場 所 : 南区内一円

積算参考資料

(注)

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

広島市南区役所建設部維持管理課

積算参考資料

（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

提 示 項 目	提 示 事 項								
安全対策関係	交通誘導警備員は「交通誘導警備員 B（昼間）」を下表のとおり見込んでいる。 <table><tr><th>工 種</th><th>人 数</th></tr><tr><td>雨水桧清掃工</td><td>1.7 人/100 か所</td></tr><tr><td>桧取付管清掃工（人力施工）</td><td>1 人/30m</td></tr><tr><td>桧取付管清掃工（機械施工）</td><td>1 人/30m</td></tr></table>	工 種	人 数	雨水桧清掃工	1.7 人/100 か所	桧取付管清掃工（人力施工）	1 人/30m	桧取付管清掃工（機械施工）	1 人/30m
工 種	人 数								
雨水桧清掃工	1.7 人/100 か所								
桧取付管清掃工（人力施工）	1 人/30m								
桧取付管清掃工（機械施工）	1 人/30m								